

弁理士登録第 20000 号到達！



平成 26 年 8 月 20 日に、弁理士登録番号は第 20000 号に到達した。記念すべき登録番号の付与を受けたのは北原明彦弁理士だ。北原弁理士は 41 歳。平成 23 年度の弁理士試験に合格し、現在はインターーン制度を通じ小池国際特許事務所（東京都港区虎ノ門）に勤務している。

古谷史旺会長から登録証を受け取った北原弁理士は、「弁理士登録を勧めてくださった、事務所の所長と所長夫人に感謝したい」と語った。自身の登録番号については、日本弁理士会のホームページを通じて知ったとのこと。事務所や仲間から祝福を受けたそうだ。

古谷会長は「まさか第 20000 号という大台に到達するとはゆめゆめ思っていなかったので、非常に感慨深いものがある。ぜひ、社会にとって貴重な存在となっていただきたい」とメッセージを送った。

古谷会長の登録番号は第 7271 号。登録は 45 年前の昭和 44 年 6 月 10 日だ。

また、24 年前の平成 2 年 11 月 20 日、弁理士登録番号第 10000 号を付与された原田洋平会員から、弁理士登録番号の第 20000 号到達にあたり、メッセージが寄せられた。

第 10000 号の原田会員から第 20000 号の北原会員へのメッセージは「登録おめでとうございます。誰からも分かり易い登録番号は神様から自分へのプレゼントと思って、それを上手く活用して広く活躍する弁理士を目指してほしい。時代の変化に柔軟に対応して、知財に関する専門家として大いに活躍してほしい」だ。

原田会員は、登録当時の気持ちを次のように語っている。「弁理士試験に合格したこと自体が俄かに信じ難く、宝くじに当たったような気持ちだったが、さらに、登録番号第 10000 号が付与された時には、もう一度宝くじに当たったと驚いた。二度も宝くじに当たるなんて。」

誰からも分かり易い登録番号を付与されたことで、

良いことはあっても悪いことは一切なかったという。「登録番号第10000号」を伝えることで、初対面の相手でも確実に覚えてもらえるというありがたさは、最大の恩恵だったとのこと。酒の場では登録番号の話で盛り上がり、人脈構築に大いに役立ったという。

明治32年（1899年）、特許法が施行され、同年、日本はパリ条約にも加盟した。このとき、「特許代理業者登録規則」が発布され、年末までに138名が代理業者として登録された。時が経つこと約90年、第10000号が付与された。第10000号から第20000号が付与されるまでは24年と比較的短期間である。言い換えるば、登録弁理士数の推移のグラフから見て取れるように近年は弁理士数が急激に増加し、その一方で、弁理士を取り巻く環境は劇的に変化しているのである。

北原会員には記念品として、「電子辞書」が贈られた。24年前に原田会員に贈られた記念品は英和及び和英大辞典であった。時代が変わっても言葉に敏感な弁理士に相応しい記念品であることに変わりはない。

第30000号の登録者が出るまでに、知的財産業界の状況は、どのように変化していくのであろうか？どのような変化があっても、時代の要請に応えることができる弁理士であり続けるために、弁理士自身が変化し成長し続ける必要があることは、間違いないさそうである。知的財産に関する専門家である弁理士が、日本や世界の産業・経済の発展に欠くことのできない存在として広く認められている未来を想像したい。

